

事業計画変更案の縦覧について

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により、事業計画の変更をした
いので、下水道法施行令第 3 条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の変更案を
公衆の縦覧に供します。

当該事業計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。
なお、意見書を提出できる方は利害関係人です。

1 事業計画の種類及び名称

鳴門市流域関連公共下水道事業計画

2 変更内容

- (1) 事業計画区域の拡大
- (2) 全体計画区域（汚水）の縮小
- (3) 事業期間の延伸

3 事業の期間

事業着手年月日 平成 13 年 1 月 9 日
工事完了予定年月日 令和 15 年 3 月 31 日

4 施行者の名称

鳴門市

5 事務所の所在地

鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0

6 事業計画書の縦覧場所

鳴門市都市建設部下水道課（鳴門市役所 2 階）

7 縦覧期間

令和 8 年 3 月 10 日（火）から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）